

◎禁止広告物(掲出してはいけない広告物)

下記のもが禁止広告物とされています

- ・著しく汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

◎禁止物件(広告物の掲出ができない物件)

おもな禁止物件

- ・橋、トンネル、分離帯、道路上のさく
- ・街路樹、路傍樹、信号機、道路標識
- ・消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所
- ・煙突、ガスタンク、送電塔、送受信塔、銅像、記念碑
- ・電柱、街灯柱へのはり紙、はり札、立看板
- ・その他

◎許可の基準

岐阜県屋外広告物条例により許可を得ようとする広告物には、共通する基準や、その種類によって面積や高さなどの基準が定められています。

★共通基準

- ①都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ②汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと
- ③広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ④蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑤電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、屋間においても美観風致を損なわないものであること。
- ⑥色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること。
- ⑦容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

★個別基準

- ・屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。

◎適用除外

選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物、一定規模以下の自家広告物などは、条例の適用が除外(禁止物件・禁止地域・許可地域)されます。

★適用除外となるものの基準(許可申請不要)

- ①法令の規定により掲出するもの
- ②公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中(当日含む)において行う政治活動

のために掲出するもの

- ③アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので下記の基準のすべてに適合するもの
- (1) 表示面積が表示施設の 20 分の 1 以下で 0.5m² (街燈柱については 1m² 以下) 以下{地名、街区名等は面積制限なし}
 - (2) 個数は 1 の施設又は物件につき 1 個 (アーケード、街燈柱は個数制限なし)
 - (3) 彩色は蛍光塗料を使用しないもの
- ④天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの
- ⑤自家広告物で表示面積が 1 事業所あたり 10m² 以下で蛍光塗料を使用しないもの (禁止物件は対象外)
- ⑥禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンク、その他これに類するものに掲出する自家広告物が⑤の基準をみたす場合
- ⑦管理広告物で表示面積が 2m² 以下のもの
- ⑧禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクなどに掲出する管理広告物
- ⑨道標等で表示面積が 2m² 以下のもの
- ⑩冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの
- ⑪講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの
- ⑫人、動物、車両、船舶等に掲出するもの
- ⑬地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの
- ⑭国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会及び各地区の交通安全協会が公共的目的をもって掲出するもの
- (1) この場合は、禁止物件、禁止地域、許可地域の規定は適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。
- (2) 許可申請に代わり、「屋外広告物通知書」が必要です。
- 尚、次の広告物は通知不要です。
- 前項までの広告物、官公署の建造物・敷地に掲出する広告物、それ以外で表示面積が 1 面 4m² 以下で合計が 8m² 以下の広告物